資料１１

産業構造審議会の再編について

平成１３年1月
経 済 産 業 省

１．位置付け

産業構造審議会（産構審）は、経済産業省設置法に基づき設置される経済産業大臣の諮問機関である。中央省庁再編に伴い通商産業省関連の１６審議会が産構審に統合され、産業構造の改善にとどまらず経済及び産業の発展に関する重要事項について幅広く調査審議する機関となる。

２．審議内容

これまで産構審は、内外の産業・経済情勢の変化に即応しつつ、長期的かつ基本的な政策方向に関する調査審議や、重要な個別施策のあり方について調査審議を行う機関として、具体的には、

○経済産業政策の長期的かつ基本的な方向性を示す長期ビジョン
○活力ある経済社会を実現するための各種制度改革時の経済構造改革のあり方
○今後の通商政策のあり方
○電子商取引に関する制度整備等のＩＴ革命を促進する施策のあり方
○地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題等の環境問題への対応のあり方
○消費者取引ルールや個人情報保護といった消費者保護行政のあり方
○社会的技術的要請の変化を踏まえた基準・認証制度のあり方
○地域経済の発展に向けた施策のあり方

等の政策課題について調査審議し、各種提言を行ってきたところである。

本年１月以降は上記の課題について引き続き審議を行うとともに、
○産業科学技術政策のあり方
○商品取引所制度のあり方
○工業所有権制度の改革のあり方
○化学品安全問題に対する施策のあり方
○割賦販売に関する規制のあり方

等についても産構審において調査審議することとなる。

３．産構審の下部組織

産構審の下に１０分科会及び７部会を設置し、専門的かつ詳細な調査審議を行う予定。今後、必要に応じて機動的に部会の新設・廃止を行う。
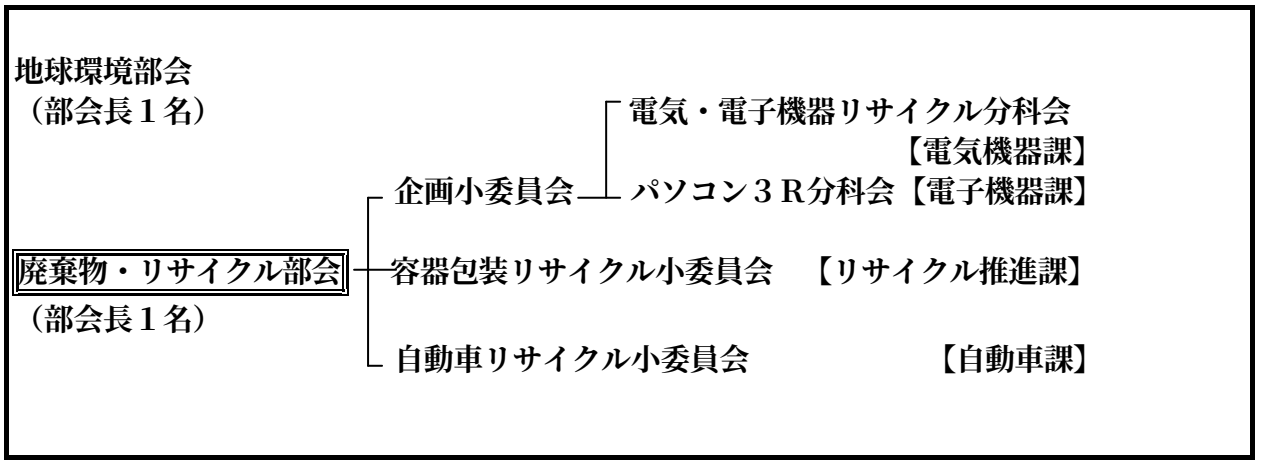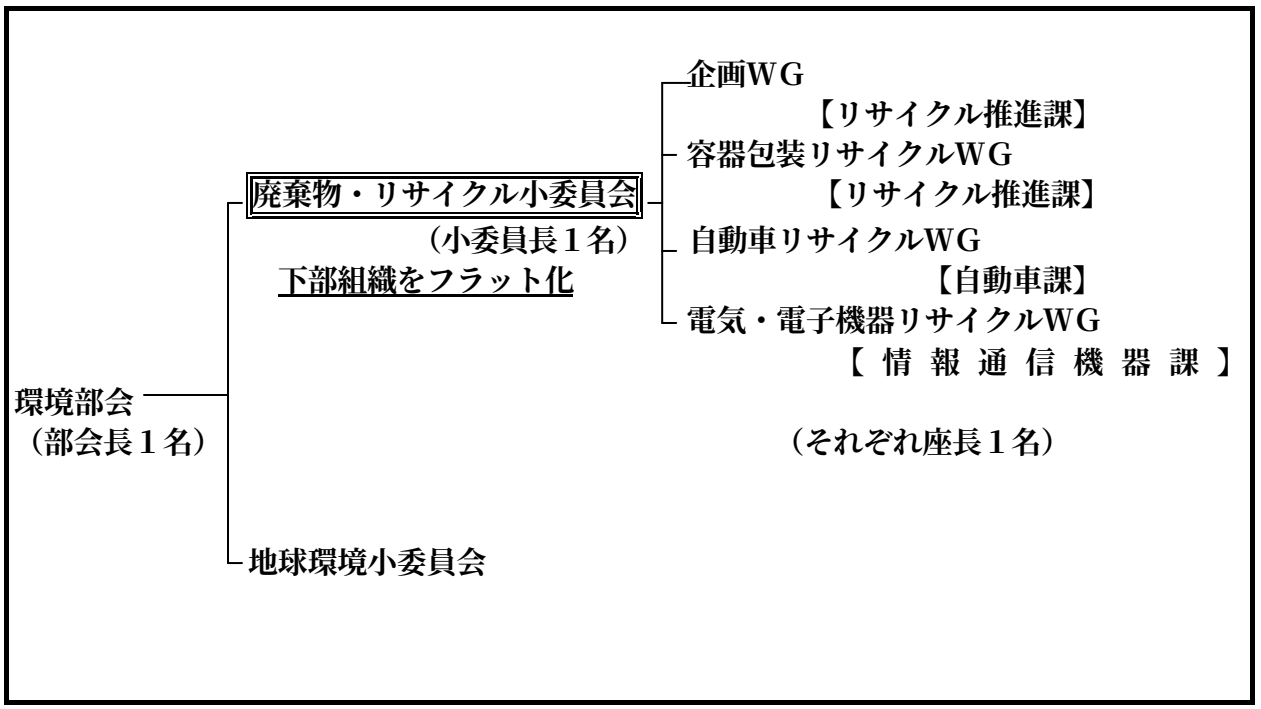
旧廃棄物・リサイクル部会は、再編後新たに設置される環境部会（部会長：平岡正勝京都大学名誉教授）の下に設置される「廃棄物・リサイクル小委員会」に引き継がれることとなる。